

平成26年第12回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年12月16日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	6番	泉繁夫君
7番	深澤均君	8番	武藤威君
9番	泉美和子君	10番	細井邦男君
11番	熊谷隆一君	12番	藤原政春君
13番	飛澤龍右エ門君	14番	森元淑雄君
15番	熊谷良夫君	16番	杉澤隆一君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	藤田信晴君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	村山太郎君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	高橋一久君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	池田茂碁君	農業委員会 委員長	高橋正尚君
農業委員会 農事局長	佐藤久雄君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	福田世喜君	教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君
教育総務課長	高橋潔君	生涯学習課長	煙山光成君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	照井智則	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主査	小西輝昭		

---

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

それでは、定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（高橋 猛君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は5名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

---

◇村 田 薫 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、5番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（5番 村田 薫君 登壇）

○5番（村田 薫君） おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。

質問事項は、給付型奨学金制度の創設をお願いするものです。

親の就労不安定や低賃金などによる経済的理由や親の進学への理解が欠如しているなどの諸般の事情を持つ家庭の子供に進学の機会を与え、その志を遂げさせてやることは、社会通念上大切なことと思ひ、町の考えをお伺いするものでございます。

子供の貧困をめぐっては、進学や就職を諦め、大人になってからみずからも経済的に困窮する深刻な貧困の連鎖が続くと指摘されています。生まれ育った環境に左右されず、世代を超えて貧困が連鎖しない教育政策は必要ではないでしょうか。優秀な学生を高校、専門学校、大学、大学院へと進学させてやるには、給付型の奨学金はぜひとも必要であると思っております。

また、親にとりましても、少しばかり勉学のできる子供が私立の医学部に進学したいなどと言ひ出したときには、まずはやめておけという言葉が先に出るのが多いのではないのでしょうか。

国内には給付型の奨学金制度を制定し、教育の機会均等を図っている自治体はまずはないだろうと思いつつも一応調べてもらったところ、全国1,741の市区町村のうち124の自治体が制定しており、町単独のものは21の町にありました。教育にかける日本の情熱に感嘆し、安心した次第です。

高度成長期やリーマンショック前までは、子供の貧困対策などを取り上げるということはまずはありませんでしたが、今では大きな社会問題となっていることは、町当局の承知するところです。当町から、後藤宙外、小杉天外、坂本東嶽らの文学者を輩出したその背景には、立志齋、交文舎、酔経学舎などの私塾が商人や地主の篤志家に支援され、多くの方々があすを夢見て学び、今日の文教の町と言われる礎をつくりました。最近のNHKの調査によりますと、貸与型奨学金を受けた53%の子供たちが返済不能で、その数は年々増加傾向にあるということでした。

将来、当町の発展、または社会に貢献する有為な人材の育成につながる給付型奨学金の制度の新設をお願いすることについて、町の考えをお伺いするものです。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

家庭の経済状況にかかわらず、意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けることができるようにすることは、極めて重要なことであります。そのための教育の機会均等を図るための奨学金制度に関しては、まず国が制度を制定し、県・市町村が地域の実情に応じて制度の不足する部分を補完することが必要であると理解しております。

その奨学金制度の現在の状況は、全国の学生を対象とする独立行政法人日本学生支援機構があり、秋田県の学生を対象とする秋田県育英会があります。そして、我が美郷町でも奨学金制度を実施してきており、貸与額は高校生が月額1万5,000円、専門学校生、大学生等は月額4万円となっており、返済は無利子としているところであります。

このような状況の中で、国では平成22年度から高校授業料の無償化に取り組み、さらに本年度からは制度の一部を改正し、高校生を対象とした返済不要の奨学給付金制度を導入しております。また、大学生等を対象とした支援に関しては、無利子奨学金の拡充や償還据置期間の延長などの改善策を講じて、経済的な理由にかかわらず就学の機会を得られるようにしてきております。

さて、ご質問の給付型奨学金制度についてであります。国やほとんどの都道府県で実施しておらず、秋田県内の市町村においても、実施しているところはございません。また、日本学生支

援機構の調査結果によりますと、全国で給付型奨学金制度を導入している自治体はおよそ6.8%であり、その中で専門学校、大学等を対象としたものは、およそ2.4%でありました。

このように実施している自治体が極めて少ないのは、財源問題を初め、給付の基準設定、高等教育を受ける者と受けない者との公平性が担保できるかどうかなど、難しい問題が存在しているところでもあります。

当町では、今後も、国・県・他市町村の動向を注視しながら、意欲と能力のある学生が経済的理由により就学を断念することがないように現行の制度にて支援に努めてまいりたいと考えており、現段階では給付型奨学金制度は導入しない方針でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

答弁は以上でございますが、なおこのたび議会の皆様方のご理解をいただきまして、私は今後も教育長を務めさせていただくことになりました。厚く御礼を申し上げます。微力ではありますが、美郷町のために力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）村田 薫君。

○5番（村田 薫君） 答弁、大変ありがとうございました。

まず、現行の制度の範囲内というお話でしたけれども、これはまず教育長へ個人的なお話を、質問的なものを差し上げる形になりますけれども、まず先ほどお話の中にもありましたけれども、県内に給付型奨学金制度を実施している自治体はございませんが、教育長が長い間教育現場で教鞭をとられ、この教育者の目線から見て、教育にとりまして給付型奨学金は、今いろんな答弁の中でもございましたけれども、本当に必要でないものか、また何らかの形で必要とするものか、そこら辺ちょっと厳しい質問ですが、お願いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） 先ほど答弁でも述べたところでありますが、まず基本的なこととして、家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲があり、能力がある子ども全てが質の高い希望する教育を受けられるように、そしてそのことによって一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばしていきながらしていくということまで力を尽くしていくことは大変重要であると考えております。

そのための一つの方策であります給付型奨学金制度につきましては、先ほども述べましたが、まず国が制度を実施すべきであるというふうに考えております。それはなぜかと申しますと、教育機会均等の憲法、教育基本法の原則からしますと、国内で地域によって格差が出るということはやはり問題があること。そういう意味で全国一律のそういう制度が必要であるということが一

つであり、また制度を実施するとき、給付型奨学金を実施するとき、必要とする一部の人のみで、非常に経済的に厳しい人だけということが国民的合意を得られるかどうかという問題があると思います。しかも大学に行かないで働いている方もいたりします。その辺の合意を得ていく制度にするためには、やはりまず必要とする給付金、奨学金を必要とする多くの人に給付するような制度でなければ、しかもいろんな形で総合的な対策も兼ね備えたものでなければ、なかなか国民的な合意、理解を得た形での実施は難しいだろうと。もしそれをまた実施とするならば、非常に多くの財源を必要とすることは申すまでもありません。それができるのは、国であります。国でなければできないことであると考えております。

そういうふうを考えているわけですが、このことに関して国の動きとしましては、ことし4月4日の政府の第1回子どもの貧困対策会議において下村文部科学大臣は次のように発言をしております。「大学等の教育段階において、将来的に給付型奨学金の創設を目指し、まずは奨学金の有利子から無利子への流れを加速させるための無利子奨学金のさらなる拡充を考えていきます」という発言です。それから、9月2日の秋田魁新報の記事の中に政府が8月29日の閣議で子どもの貧困対策大綱を決定したという記事がありますが、その中で、政府は当初返済義務のない給付型奨学金創設を大綱に盛り込むことを検討したが、財源のめどが立たず見送ったというような記事も書かれておりました。国がこの給付型奨学金を検討していることは確かではありますが、私としましては、今後国の動向に期待を込めて注視をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、村田 薫君の一般質問を終わります。

（5番 村田 薫君 退席）

（午前10時13分）

---

◇深 澤 均 君

○議長（高橋 猛君） 次に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） おはようございます。通告に従って質問をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

まず初めに、農業振興についてであります。この秋の米価の大幅な下落は、農家経済は言うに

及ばず、町内の地域経済や農村社会に大きな影響を与えているところであります。4月の消費税の値上げによる個人消費の停滞に加え、米価下落はさらに追い打ちをかけ、時間が経過するほど、その深刻さを増しているように感じるところであります。商売店主などの言葉をかりると、「美郷町は農家の景気がよくないとさっぱりだめだ。早く農家が元気になってもらわないと困る」という声を耳しています。

一方、水田農業の所得対策として国の収入減少緩和対策があるとはいえ、米の需要減少や米価の下落の流れは当分変わりそうにありません。現に昨日、JA秋田おぼこより、正月明けからの米の仮渡金をさらに1,000円下げる通知が届いたところであります。もし仮に来年の米価が平成26年産米の米価を1円でも下回ると、26年産米価が来年度の基準価格に反映されることになり、補填金を合わせても1万円を切る可能性が予測される状況にあります。このような事態に、農家自身も収益確保に向けた早急な取り組みが必要であり、既に準備を始めている方もいるようであります。町農業としても、収益の向上を目指した振興策が必要で、具体には米にかわる転換作目への誘導が必要と考えるところであります。

秋田県も、脱米偏重を掲げ、県農業産出額の64%を占める米を5割まで下げ、需要減や米価下落に対応していきたいとしているところであります。

今後、農業として生き残るためにいろいろな模索や実践が始まると思いますが、新たな作目に取り組むという意味では、昭和50年代に始まった水田転作時代によく似ていると思っています。

私も、トマト栽培を昭和53年から始めましたが、それまでの米だけの農業からの挑戦で不安でありましたし、大変難儀した記憶がございます。予期せぬ天候や病気などで不安定な栽培がしばらく続きましたが、県普及課やJAの指導、あるいは町行政の支援のもとに技術研修や先進地研修を重ねられたことが今の支えになっていると感謝しているところでもあります。

そこで、27年度からの町の農業振興についてお考えを伺いたいと思います。

1点目としては、前段でも述べましたが、水田農業において米にかわる作目への転作が必要と考えております。そこで、それらにかかわる新規作目等への技術研修や試作などが大事で、ソフト面への支援や助成が必要と考えるが、検討をお願いできないか伺いたいと思います。

2点目は、町が進めている農業の6次産業化についてであります。農業の6次産業化というと、農家自身が生産・流通・販売まで行うというイメージが強いわけですが、私は農家が売るという目線を持つことが大事であると思います。町内でとれた米や大豆を使用した加工品、いわゆる日本酒や納豆や豆腐など、町内企業がつくった加工品をただ消費者としてだけでなく、町内農家が自分たちの加工品、商品ということで、例えば親戚や友人にPRするというようなことから

始めることができればと思っているところであります。

既に米と日本酒のかかわりについては、町でもその実現に向け取り組んでいるようですが、大豆等への期待も含め、町の実現へ向けた取り組み状況を伺いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

農業振興策としてのソフト面への支援についてですが、町ではこれまで望ましい農業経営の姿として、転作対応を基本に、米偏重からの脱却、つまり複合経営の確立にこれまで各般の施策を展開してきていることは、議員ご存じのとおりです。

その施策の中では、新たな作物導入の観点、つまりは作物転換の観点から、平成17年度より美郷町ブランド品目栽培技術マイスター制度を導入し、平成23年度までに、ハウレンソウ、トマト、キュウリ、花卉など、10作物ほどで指導並びに相談窓口としてベテラン農家にマイスターを委嘱、新規の取り組みの拡大・定着に努めてきたところです。

なお、平成23年度以降は農業者団体が本来主体的に取り組むべきこととの整理のもと、農業者団体と協議を行い、農家が指導員となる準園芸指導員制度が導入され、現在に至っているところです。

また、そのほかのソフト面の支援としては、県農業試験場との連携のもと、農家圃場に展示圃を設け、新品種の試験栽培などを実施してきた事例もあるところです。

さらに、町的美郷ブランド品目応援事業において、新規作付やブランド品目の作目転換の場合に、販売額に対する助成率を通常3%以内のところを5%以内にかさ上げし、新規作付時の支援を強化しているところです。

来年度は、県農業試験場等との連携を図りながら、新たに美郷ブランド品目の栽培特性などの技術研修を行うほか、生産者が新作物栽培や販売研修などを希望する場合には講師紹介など積極的に支援するなど、農業者団体との役割分担を基本としながら、幅広く支援策を構築してまいりたいと考えております。

なお、具体の取り組み制度・施策につきましては、国・県の施策との整合が必要なことでありますので、現時点で詳細は申し上げられませんが、今後の情報を待ちまして町としての施策を検討していくこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、農業の6次産業化関係のご質問ですが、議員ご質問で話された方向は、当然ながら望ましい姿として認識しているところです。そのため、これまでも町内産農産物の利活用を意識しま

して、大豆利用の事業者には折に触れてできる範囲での地元産大豆利用を話しかけているとともに、第三セクターである六郷まちづくり株式会社では実際に地元産大豆を使い豆腐などを製造してきているところです。

また、米については、議員もご紹介ありましたが、現在町内の酒造会社が利用する酒造好適米等について、町内産米を利用してもらうための仕組みづくりを検討しており、来年度から新規に酒造好適米生産に取り組む農家との調整等に入っているところです。

さらに、現段階では農産物とは言えませんが、ラベンダー品種美郷雪華についても、鑑賞目的でない栽培も視野に入れ、さきにルームフレグランスを開発したほか、美郷雪華酵母によるパンや菓子、みそ、しょうゆなどへの加工特性把握のため、県総合食品研究センターと共同研究に着手したことも議員ご質問の方向に対する将来への可能性の一つであると考えているところです。

今後とも、こうした取り組み及び認識を大切に、生産者と町内企業がともにウイン・ウインの関係を構築できますよう、生産者側には品質と生産性向上、そして主体的な取り組み意欲の喚起を求めますとともに、企業側には農産物の流通、特に町内産農産物を利用する体制等の構築をしていただくよう、各般にわたり意識喚起及び支援をしてみたいと存じます。

なお、もちろんのことですが、町内企業と町内農業者のコラボレーションのみならず、農業者自身が6次産業化に向かうために必要な支援については、今後も引き続き実施してまいりますので、頑張ってくださいと存じます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君。

○7番（深澤 均君） ただいまの町長の答弁を聞いていますと、ちょっと私とずれがあるのかなというふうに思っていますけれども、ソフト面の支援というのは、そもそもこの地域内で栽培されているものではなくて、新たに作物を導入しようとしている場合のそういうことを想定しての支援でありました。よって、県内にそういう先進地もない、他県へ行かなければならないというようなことも含めての支援を検討できないかという趣旨のことでありました。

それから、加工、6次産業化についてでありますけれども、加工米についての状況というのがちょっと聞かれなかったというふうに思いますけれども、その辺の、加工米といいますかお酒の掛け米、酒造好適米以外の利用方法ですけれども、その辺のご回答もいただければと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） 再質問に対しお答えいたします。

先ほど議員のご質問の中には、今再質問でご質問あったことがありませんでしたので触れていませんが、全く経験のない作物に対しましても、町としては農業試験場と、当然この地に合うか

どうかという部分が必要ですので、十分に相談、そして、その上で可否についての見通しを持った上で支援していくことが公金としての正しい使い道ではないかというふうを考えております。

それから、加工用米については、当然その視野には入っておりまして、それも含めて検討していますが、加工用米の利用については複雑な流通経路がございまして一朝一夕にはできないという課題がありますので、そうした観点で一定の時間がかかるであろうということで、現在検討には入っております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「次」の声あり）では、次に入ってもらいます。

○7番（深澤 均君） 第2点目の質問に入りますけれども、光通信の利活用についてであります。

町では、平成23年、光通信網を導入・整備し、町内全域での通信環境の地域格差を解消してきたところであります。光通信の最大の特徴は、日本中、都会・田舎の隔たりなく高速で大容量のデータを送受信できることにあると思っております。

私自身、インターネットでさまざまなことを見たり、調べたりと、情報収集という面では大変重宝しているところでありますけれども、しかしこの整備事業は、私のように情報を得るだけでなく情報を発信するなど利活用してこそ、その効果を高めるものと考えます。それは交流人口の拡大に取り組む美郷町にとっても有効で、できるところから取り組むべきと考えておるところであります。

そこで、1点目として、この光通信を利活用した今後のまちづくり、あるいは行政サービスをどのように考えているのか伺います。

2点目としては、インターネットを利用した議会の公開についてであります。

通常、議会の開催はほとんどの住民が働いている時間帯であります。また、高齢者あるいは障害者など、議場に足を運ばずにいる方もいます。議会のネット配信はそういった多くの住民が見ようと思えばいつでも傍聴でき、議会を身近に感じてもらうことが最大の利点でもあると考えます。議会のネット中継といいますと、以前までは1,000万円以上といった初期投資に加え、運営管理費も100万円単位で必要ということで、財政規模の大きい自治体のみでの導入に限られていました。しかし、近年、非常に安価で議会のインターネット中継を導入、または切りかえている自治体の拡大が進んでいる状況にあります。その一つの例として、大阪府泉南市の記事がありましたので、一部を紹介したいと思います。

人口6万5,000人の泉南市は、それまでの契約システムでは接続経費が年103万7,000円かかっていましたが、無料動画サイトのYouTubeやUstreamへ切りかえることで、年7万8,000円に減らすこ

とができたという記事であります。このようにネット環境は飛躍的に改善されている中、議会のネット公開に町長はどのような見解をお持ちかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

光通信の利活用についてですが、まずは施策としてできるところから始めるという認識は、これまでの10年間、そのつもりでやってきております。きっとこれからも同じ認識でやりますので、ご理解をお願いいたします。

まずは、町内におけるNTTフレッツ光の加入状況についてですが、町内の総電話回線数に占めるフレッツ光加入件数の比率は、平成24年2月で28%、平成25年2月で35%、平成26年1月で39%と年々増加の傾向にあり、町内におけるインターネット回線の高速化は進展しております。

また、現在、さまざまな分野においてインターネット回線を使ったサービス等も展開されており、行政サービスの分野においては税の申告手続をインターネット回線で行うことができるe-Taxが普及しているほか、各種申請の電子化やウェブ上での施設予約が県内3ないし4市において実施されているなど、その取り組みは広がりつつあると認識しております。

一方、光通信の利用率が4割弱にとどまっているのも現実で、その原因が利用料金の負担の問題なのか、機器準備や機器操作の問題なのか、あるいはそもそも生活上の必要性の問題なのか、その理由を探ることも大切かと存じます。

今後、一定年数の中で加入状況の推移、そして加入しない理由を把握し、どういう分野であれば癒しの郷並びににぎわいの郷を標榜する美郷町のまちづくりに活用でき、かつ行政サービスの享受機会の公平性と合理性、経済性を担保できるのか、十分に検討してまいりたいと存じます。

次に、インターネットを利用した議会中継についてですが、まず県内25市町村のインターネットによる議会中継の導入状況です。生中継が8自治体、録画中継が7自治体、ケーブルテレビでの中継が2自治体となっており、実質10自治体が中継している状況です。美郷町では、合併後の町議会傍聴者数に対する議場傍聴席数の問題などから、議場傍聴席でなくても傍聴できるよう、町議会との協議の上で平成17年10月からリアルタイムで議会傍聴できるシステムを構築し、庁舎再編前は各庁舎で、庁舎再編後は本庁舎で議会中継を実施してきておりますが、こうした事例なども加えますと、さらに多くの自治体が傍聴席に入らずして視聴できる状況にあるものと存じます。こうした取り組みに対する見解ですとか、私は決して否定的な見解ではありません。そのため現在の傍聴体制になっているわけですので、ご理解をお願いいたします。

ただし、私はこうした取り組みをとにかくやればよいという認識でもありません。熟慮による一定の整理が必要と考えております。具体的に申しますと、不特定多数を相手とするインターネットでの公開を何を目的に実施し、町内有権者からの負託で仕事をしている議員各位並びに私がどのようにその成果を把握し、まちづくりに対する認識や判断、行動にどう反映させていくのか、その整理が必要なものと存じます。

また、そうした不特定多数を対象とした取り組みは、現在の美郷町議会傍聴規則とそごが生ずるよう存じますので、その改正をどう整理するのかなどについても議論が必要です。

したがって、私の見解のみならず、町議会の見解が一義として必要で、その上で双方が十分に議論することが必要な案件であると認識しております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 再質問でありますけれども、第1点目の光通信を活用したまちづくりという意味では、今町長がおっしゃられたようにネットへの加入の割合とかそういうものもいろいろ影響してくるものと思いますけれども、町外に向けた情報の発信という意味では、今写真等とかそういうもので、ホームページで提示されてございますけれども、それよりははるかに動画といったものが説得力があるといえますか、印象に残るものだと私は思っております。これは他自治体の例でありますけれども、ホームページを開きますと、観光とか、いろいろな施設とか、そういうものを動画を使って紹介している自治体もありますし、農業サイトにおきましても、ウェブを置いて、その中でその地域内で行われている農業の作物についていろいろ種をまく段階から収穫するまでの段階を動画で整理してきちっと行っている町もあります。そういうのを見て、私自身も町内の農産物、こんな作物も取り組んでみたいなと思うときに、やっぱり模索する段階でそういうのが簡単にまとめられたものがあれば非常に栽培の拡大にも役立つ手法になるのではないかというふうにも思っていますし、また県外の方から見ても、美郷町産の農産物はこういうふうにしてつくられているんだというふうな確認といえますか、栽培履歴といえますか、そういう形でも有効に作用といえますか、有効的なものになるのではと思っております。先ほど町長が言いましたように、いきなりというふうにはいかないことではありますけれども、できることから徐々に徐々にそういうものに取り組んでいくという姿勢が私は大事だと思いますけれども、その辺について再度お答えをいただけたらと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 再質問についてお答えいたします。

議員は、Facebookというソーシャルネットワークサービスをご存じかと思いますが、美郷のミ

ズモでFacebookやっております。Facebookには動画を流せますので、議員おっしゃったように、町として情報発信するすべとして動画が発信できないわけではございません。そして、今ホームページもごらんいただいているかと思いますが、既に動画が流れております。それはN T Tとの関係で町内に固定カメラを置いた部分については動画が見られる状況ですので、あとはご提案ありましたもろもろについて動画を活用してはどうかということについては、受けとめて今後の参考にさせてもらいたいと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再々質問は。（「ありません」の声あり）

これで7番、深澤 均君の一般質問を終わります。

---

◇森 元 淑 雄 君

○議長（高橋 猛君） 次に、14番、森元淑雄君の一般質問を許可いたします。森元淑雄君、登壇願います。

（14番 森元淑雄君 登壇）

○14番（森元淑雄君） おはようございます。通告に従って一般質問をいたしますが、その前に今定例会は12月定例会でありますので、秋田のこの1年の出来事を振り返りながら、質問のほうに移りたいと思います。

2014年の幕開けも、内陸南部を中心に4年連続の記録的な豪雪に始まりました。そんな中で、3月には県内初となるモーグルの全国大会フリースタイルスキー秋田・田沢湖モーグル競技会が田沢湖スキー場で開催され、大観衆を魅了したすばらしい競技会であったと伺っております。5月には、待望のJ A秋田厚生連が運営する大曲厚生医療センターがオープンいたしました。また、日本創成会議が、地方からの人口流出がそのまま続けば30年後には全国の自治体の半数で20代から30代の女性が半数以下に減り、自治体消滅のおそれがあるとする驚くべき試算を公表し、本県は大潟村以外の全ての市町村がそれに該当すると試算されましたが、これはどのような根拠で出されたのかわかりませんが、これ以降、地方創生という言葉が使われるようになったと思っております。8月には角館高校が甲子園初出場を果たすなど、県南地区の野球レベルのアップを実感したところでありました。そして、9月にはJ A全農あきたの2014年産米概算金であきたこまち1等米60キログラム当たりが前年より3,000円低い8,500円となり、これは驚くべき金額であり、もう秋田では農業が成り立たないのではないかなどの声がささやかれたところでもありました。10月に入っては、国文祭の開催や第67回秋季東北高校野球大会で本県第1代表の我が母校でもあります大曲工業高校が準優勝を果たし、春の選抜出場の切符を待つばかりとなります。ま

た、優勝した仙台育英高校は、秋の神宮大会でも優勝し、東北地区には選抜枠がもう1校ふえ、3校が甲子園に行けるのではないかとも思っております。いずれにしましても、来年の1月23日の選考委員会の朗報を心待ちにしているところであります。

さて、本題の質問に入りますが、最初に新年度予算編成における基本的な方針や考え方、姿勢などについて伺います。

合併後10年がたち、先般10周年記念式典を行いました。町長はこの10年を振り返りながら、また新たな気持ちで次なるステージに向かっての予算編成中と思われませんが、そのような中で新たな美郷となり得る予算編成のポイントはどこに置いておるのか、また今後のまちづくりに対する基本的理念はどのように考えておるのか、伺います。また、事業効果をより向上するためにも、PDCAサイクルを常に取り入れることが非常に大事なことだと私は思っているところでありますが、新年度予算においては、その検証や評価についてどのように結びつけ、事業計画に反映させていくのか、伺います。

次に、地方創生、まち・ひと・しごとについてであります。政府はこの選挙後にまとめる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った地方版総合戦略を策定した自治体に対し、比較的自由度が高い交付金を支給する仕組みを検討している模様であります。その内容については、まだ具体的には明示をされていないのが実情であります。

また先般、石破茂地方創生担当相が秋田市に来県し演説されましたが、その際に「人口減少率が一番高い秋田に地方創生のトップを走ってほしい」と述べられておりました。そのような観点からお伺いますが、美郷版地方創生構想なるものを町は考えておるのか伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、新年度予算編成の基本方針についてですが、美郷町が誕生して10年が経過し、新年度は普通交付税の漸減の初年度となりますが、現時点での見通しでその影響額は前年度比較で1億2,000万円程度の減と予想しております。加えて米価下落などの影響による町税収入の落ち込みなども懸念しており、新年度予算編成に当たっては、歳入において財源確保の観点から例年以上に厳しい状況であること、そのため歳出においても厳しい歳入環境を踏まえ十分に歳出内容を精査すること、その上でこれまで積み重ねた美郷町の取り組みの計画性及び着実性には十分に配慮することをポイントとして臨みたいと考えているところであります。

また、そうした認識のもと、来年度のまちづくりについては、現在策定を進めております第2次美郷町総合計画の検討状況を踏まえながら、町民にとってさらに住み心地のよい美郷を目指し、引き続き自治体間交流や大学交流、そして民間企業との交流などを促進し、ふるさと美郷に対する誇りを高めてまいりたいと考えております。

そうしたことで、町民はもとより町外の方々にも美郷町が癒しとにぎわいを感じる町となるよう、町民各位の自発的なまちづくりへの参加も促進しながら、そして癒しの町、にぎわいの町美郷を早期に確立することを理念に各般にわたる取り組みを推進してまいりたいと考えております。

また、現在、町では目標管理制度における39の目標管理項目に関し、職員面接を行うとともに、47事業の中から抽出したまちづくり戦略プロジェクト事業についてもヒアリングを行い、事務事業の進め方や成果の検証、評価等を実施しておりますが、その実施目的はまさに議員ご発言のPDC Aサイクルを職員に意識させ、PDC Aサイクルを機能させることで施策目的を効率的に達成させていこうというものです。

私としましては、こうした取り組みの積み重ねを通じ、各般の施策において施策の進め方を修正するものは修正し、施策そのものもスクラップ・アンド・ビルドするものはそのようにし、その結果として各年度の予算が状況や環境に合わせて適切な内容となるようにしてまいりたい意識ですので、今後ともその認識を堅持し、新年度予算編成につなげてまいりたいと考えております。

次に、地方創生についてですが、本年11月21日に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、11月28日に公布されたところです。同法では、国は人口の現状及び将来見通しなどを踏まえ、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向、施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項等を定めるものとされており、年内をめどに作業が進められております。

また、都道府県及び市町村は、国が策定するその総合戦略等を勘案し、各区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画、いわゆる議員おっしゃいました地方版総合戦略を、平成27年度末をめどに定めるよう努めなければならないこととされております。

一方、現在の美郷町の取り組みは、議員ご承知のとおり、平成17年度に定めました美郷町総合計画に基づき各般の施策を展開してきており、その計画目標を最終的に人口確保に置いております。具体的には、平成26年における総人口を2万1,000人確保するというものです。計画検討時はもっと少ない人口になる推計でしたが、強めの目標人口を設定し、その人口を確保するために住みよい環境を整備、結果として将来にわたり活力ある美郷町を構築していくよう各般にわたる施

策を考え、現在に至っているところです。その意味においては、美郷町は既に地方版総合戦略に相当する戦略を美郷町総合計画として策定し実践してきていると自負するわけですが、今後法律に基づいて策定に努めなければならない地方版総合戦略については、こうした取り組み実績を踏まえ、現在策定中の第2次美郷町総合計画と機軸を合わせた内容にしていまいりたいと考えているところです。もちろん間もなく示される国の総合戦略との整合は意識しなければなりませんし、県が策定する総合戦略との整合ももちろん意識し、実効ある地方版総合戦略にまとめてまいりたいと考えているところですので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）森元淑雄君。

○14番（森元淑雄君） まず最初に、予算編成のポイントについて再質問をいたしたいと思えます。私は、予算編成のポイントの一つに、公共工事の工期のあり方についてもその一つではないかと思っております。と申しますことは、ここ数年、大雪であり、工期の設定については、この雪国の実情にそぐわないように見受けられるからであります。会計年度のことであろうかとは存じますが、もう少し再考する余地があるのではないかと思うものです。例えば春先の着工に向けての債務負担行為の設定や繰越制度をより一層活用するなど、あわせて国庫補助事業についても弾力的な運用を図るべきではないかと思うところではありますが、その点については、町長はどのように考えておられるのか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

議員もご承知のとおり、会計年度独立の原則がありますので、基本は当該年度において予算を執行し、完了することが基本です。ただし、やむを得ない場合、明許繰越等において複数年度にまたがる、繰り越す事例もあるわけですが、雪国であるということを理由にいたずらに会計年度独立の原則を壊すものは執行者としてはいかなるものかというふうに考えております。議員ご指摘の雪国に合わないと言っている部分がどこの部分が合わないのか、そしてそれを合わせるためにどういう工夫ができるのか、それを単年度でできないのかといったことをよく議論するべきであろうと思いますので、ご意見として賜りたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）森元淑雄君。

○14番（森元淑雄君） 再々質問ではございませんが、地方創生戦略についてももう1回、質問ではございませんけれども、申し述べたいと思えます。

地方創生戦略については、徐々にその骨子となる案が出てきておるところではありますが、それは大半が今までの各省庁の施策に寄せ集めた数値目標だけを掲げたもののように思うところであ

ります。いずれにしましても、美郷町においては、ただ交付金目当ての素案づくりではなく、何十年後の美郷を見据えたものでなければならぬものと思っております。キャッチフレーズにもあるとおり、みんなでさっとなつ、もっといい町になるよう、オール美郷で力強く再生ができる道を切り開く気概で取り組んでいかなければならぬと考えるものです。

答弁は要りません。これで私の質問を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、14番、森元淑雄君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

（午前10時57分）

（午前11時07分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇深 沢 義 一 君

○議長（高橋 猛君） 次に、17番、深沢義一君の一般質問を許可いたします。深沢義一君、登壇願います。

（17番 深沢義一君 登壇）

○17番（深沢義一君） 改めまして、おはようございます。

ことしも大雪となってしまいました。余り降らないでほしいという気持ちと裏腹に12月から大雪となりました。きょうは落ちついているようではありますが、嵐の前の静けさのようで気持ちも少し曇りがちになるところではありますが、我が美郷町が生き生きとした町であり続けてほしいという思いから提言質問をいたします。

少子高齢化がますます進む中、皆が健康で生き生きとした地域であることは誰でもが願うところであり、まちづくり、地域づくりの全ての根幹であると思います。今、町ではセルフケアの推進によって健康長寿の町に向けた取り組みを始めたところであり、それは健康で長生きしてほしいということはもちろんでありますが、国保財政からの医療費抑制に向けた重要な取り組みでもあるわけであります。

さて、健康管理を自分自身で行うというセルフケアではありますが、それに加えてみずから進んで体を動かすこと、あるいは心豊かになる文化面への取り組みなど、推進するための町としての取り組みも大変重要なことであると考えます。現在、町には他に誇れる体育施設もあり、また今

後は宿泊交流施設や屋内スポーツ館、それに歴史民俗資料館など、スポーツ、文化、両面において新たな施設がオープンとなるなど、町民の生きがいがいづくりに大いに寄与するものと期待しております。また、児童生徒の文武両面における活躍も目覚ましいものがあり、そうした活躍は町民に元気と活力を与えているものと思います。

こうしたことから、町として住民の生きがいがいづくり、健康増進、活力創出を目的とした、仮称ではありますが、スポーツ・文化生き生き条例の制定を提言するものであります。

意識啓発としての条例提言ではありますが、町のセルフケアの推進に当たっては、その取り組みとして、計画、実行、確認、改善というP D C Aの流れも明確化され、実行については住民の取り組み、地域での取り組み、そして町の取り組みとそれぞれの取り組みについても具体的ななかかわりが示されており、住民による健康増進としてストレッチや操体法などへの参加、地域や町の取り組みとして運動習慣の意識づけを図っていくなど、みずから進んで体を動かすことへの取り組み、運動することへの重要性が書かれてあるところであり、提言する条例はこうしたことをより推進する位置づけにもなるものと考えます。

また、先日、ある本にこんなことが書かれていました。「消える定年 健康な限り働く時代へ」という見出しがあり、年金財政を考えれば年金支給開始は70歳や75歳といずれ上がっていくだろうということで、超高齢社会の中で15歳から64歳の生産年齢人口が大幅に減り、65歳定年では社会を維持することは到底不可能だという内容でありました。そして、その状況を支えるためには、健康で働くアクティブシニアをどれだけふやせるかが鍵であるとのことでありました。そのためには、一にも二にも健康維持に向けた予防が必要であり、運動習慣の位置づけが大変重要であるとの内容でありました。また、運動習慣のある人は、ない人に比べて仕事などの疲労感も小さく、うつ症状も少ないということもわかっているとのことで、その必要性を強く説くものであります。

さて、これまではセルフケア、高齢化社会に対しての健康づくり、生きがいがいづくりとしての位置づけとして述べさせていただきましたが、スポーツ・文化には、みずから行うとともに、これらを見る、応援する、鑑賞するといった側面もあり、大人の取り組み推進はもちろんであります。生徒・子供たちのスポーツ・文化両面にわたる活動・活躍を後押しする位置づけでもあります。美郷中学校、ことしもすばらしい活躍がありました。先日の男子全国駅伝への出場、全県総体での男子バドミントン部、男子ソフトテニス部の全県優勝、個人でも陸上、水泳で優勝するなど、スクールカラーである走る美郷を全県に知らしめたところでもありますし、文化面においても、総合科学部や美術部、マーチングにも取り組む吹奏楽部など、スポーツ部に劣らぬ活動・活

躍を続けているようであります。

また、先ほどの森元議員の質問の中にもありましたけれども、来春の全国高校選抜野球大会に出場が有力視されている大曲工業高校野球部には、美郷中出身の2年生が3人おり、キャプテンを初め、3人ともレギュラーとのことで、その活躍に大いに期待するものであり、こうした活躍は町民に元気と活力を与えているものと思います。

県では「スポーツ立県あきた」を唱え、お隣横手市においては「スポーツ立市よこて」でまちを元気にする条例、これを昨年3月の定例会で可決し、その後、4月に「スポーツ立市よこて」を宣言し、健康づくり、にぎわいづくり、人づくりを基本目標に取り組みを進めているとのことでありました。

また、全国にも、スポーツ・文化振興条例や生き生き条例を制定しておる自治体もあり、こうした条例の制定は住民に対しての意識啓発はもちろんですが、町外へのPRの一つにもなっているものと考えますし、当町にとっても東京オリンピックに合わせたバドミントンの合宿誘致や交流人口の拡大にも寄与するものと考えます。

以上、私の考えを述べさせていただいたところではありますが、この提言につきましての町長のお考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、町民が健康で日々朗らかに暮らすことは、町に活力を与え、地域や家庭に笑顔をもたらす源であること、そのための各般の取り組みはまちづくりの根幹の一つであることはおっしゃるとおりと認識しております。

そのため、町ではこれまで美郷町総合計画に基づき幅広く取り組みを重ねてきておりますが、今後もそうした観点は大切にしていきたいと思います。議員ご発言の美郷町セルフケア推進方針を今般策定いたしましたのも、健康長寿の核心にある健康で生き生きと生活できることの意義を十分に認識してのことでもありますので、改めてご理解をお願いいたします。

さて、ご質問の条例についてですが、スポーツ分野については、スポーツ基本法、生涯学習分野については、教育基本法などの法律でその推進についてしっかりと定められているところで

また、地域の特性を生かし、独自条例を制定している自治体があることも承知しており、平成23年度及び24年度にまとめられた報告書では、スポーツ振興に関する条例を制定している自治体

は8都道府県、82市区町村、文化振興に関する条例を制定している自治体は25都道府県と82市区町村となっているところです。

こうした条例制定の背景の一つには、理念の共有化とともに、住民が一丸となって取り組む機運の醸成があるものと考えておりますが、美郷町においては心身ともに健康で活力にあふれ、先人から受け継がれてきた伝統と文化を育み、豊かで美しい町をつくっていかこうとする趣旨を町民憲章に掲げ、その実現に努力しているとともに、総合計画におきましても、健やかな町、心豊かな町を目指して取り組みを重ねているほか、各課横断で取り組むべき事業についてもプロジェクトとして取り組んでいるところです。

一方、議員ご紹介の宿泊交流館や屋内スポーツ館の完成、歴史民俗資料館の完成を見据え、さらにそうした理念を共有しながら取り組み機運の醸成に注力する必要性も認識しているところです。

そのため、何らかの新たな注力策を検討してまいります。議員ご提案の独自条例については、政策のよりどころとなるものでありますので、あまたの独自条例に見られる設置目的の個別性を踏まえ、スポーツ振興並びに文化振興、それぞれの独自条例が望ましいのか、余り例がないようですが、包括的な独自条例が望ましいのか、十分に検討してまいりたいと存じます。

また、別の方法として、議決を経て効力を持つ各種宣言、例えばスポーツ健康の町宣言や芸術文化推進の町宣言など、条例と同等の効果を持つ宣言をしている自治体もあるところです。

こうした状況も踏まえ、今後、先行している自治体の取り組みを調査し、美郷町として効果的な対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深沢義一君。

○17番（深沢義一君） 提言質問でございますので、質問、再質問ではなく一言だけ申し上げて。先ほど町長のお話にもありました宣言ということも、一つ私も念頭に置いて質問をしておったところでもあります。ただ、その宣言に至るためには、生き生き宣言、あるいはここは湧水ということから「わくわく」という名称がよく使われるわけなんです。わくわく宣言といった名称でもいいかなと思っておるんですが、ただそのために一つ生き生きとするその条例、先ほど申し上げたように少子高齢化、超高齢化社会がこれから、もう既に始まっていると言ってしまうのは過言ではないと思いますが、ぜひともこういった条例を持って、わくわくする、生き生きする町をつくり上げていくための施策を改めて強くお願いして終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、17番、深沢義一君の一般質問を終わります。

◇泉 美 和 子 君

○議長（高橋 猛君） 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（9番 泉 美和子君 登壇）

○9番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

初めに、教育委員会制度の改革について伺います。

来年4月から実施される教育委員会制度は、首長の意向が教育行政に濃く反映されるものになっています。法案審議の段階から懸念されたことは、例えば教育振興に関する大綱の決定権限は首長であるというふうなことから、教育委員会の独立性をなくし、国と首長が直接教育に介入することを容認し、教育の政治的中立性を脅かすことになるということでありました。政治が行うべきは、教育条件の整備によって子供の学ぶ権利を保障することであり、絶対やってはならないのは、教育内容への介入・支配です。

そこで、伺います。改正された教育委員会制度のもと、町長はどのような姿勢で教育行政に臨むのかお伺いいたします。

教育委員会の改革・活性化を進める上で、次の点について重要だと考えるものですが、教育長の見解をお伺いいたします。

教育委員が保護者、子供、教職員、住民の不満や要求をつかみ、自治体の教育施策をチェックし、改善すること。

会議の公開、教育委員の待遇改善や支援、教育への見識や専門性を持つ人物の確保など、教育委員会の役割が実際に果たせる体制をつくること。

政治的介入から教育の自由と自主性を守ること。

憲法と子どもの権利条約の立場に立って行政を行うこと。

以上の点について、これまで既に教育委員会の役割として実施されていることだとは思いますが、改めて教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 初めに、1）について答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されます。この法律では、地方教育行政における首長の責任がより明確になります。まずは、教育長の任命は首長が議会の同意を得て直接行うこととなり、任命責任がは

つきりすることとなります。また、教育行政の大綱を首長が教育委員会と協議して定めることとなるほか、首長と教育委員会が協議・調整を行う場として首長の主催する総合教育会議が必置となります。このように、改正された法律は教育委員会の責任と権限を尊重しつつ、首長に責任と役割を持たせ、一体的に教育施策を進める体制とすることにありますので、私としましては、こうした法の趣旨を踏まえるとともに、将来の大人である子供たちが理と情を兼ね備え、責任ある判断、発言、行動ができ、協調性など社会性を身につけた大人に成長していくよう、適切で適正な教育行政の推進に意を払ってまいりたいと考えております。

なお、この法律は、立法府である国会の責任において議論され、決定されたものです。そして、私たち地方公共団体は、国会において成立した法律にのっとり、もちろん中立で適切な事務を推進する責務を有しております。その前提のもと、私は推進に係る予算案を編成し、町議会にご審議いただくとともに、ご議決いただきました後は適切な執行に努め、そして執行後は決算を町議会においてご審議いただくわけですので、ただいま申しましたような理想・理念に即した姿勢か、あるいは中立から外れていない姿勢かを議員の皆様にご判断いただきますようによろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 次に、2）について答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

教育委員会の改革・活性化に関する質問の1点目についてであります。教育委員の選任においては、これまでと同様に職業等に偏りが生じないように配慮していくとともに、教育の専門家ではない一般住民の意向を教育行政に反映していく、いわゆるレイマンコントロールの考え方で取り組んでいくべきだと考えております。

また、町の教育施策をチェックする機能についてであります。このたびの法律改正により教育長が委任された事務の管理・執行状況を教育委員会会議において報告する義務についての規定がなされ、また教育委員会会議の招集において、教育委員の3分の1以上により会議の招集を請求できるようになったことなどにより、チェック機能の強化が満たされているところでございます。

2点目の教育委員会の体制等についてであります。まず教育委員会会議の公開については、これまでも規定されていた会議の公開原則に加え、このたびの法律改正により議事録の作成及び公表の努力義務が追加されており、それらに取り組んでまいりたいと思います。

また、教育委員の選任において、教育への見識や専門性を持つ人物の確保に努めることは

基本的で重要な事柄であり、さらに教育委員の資質能力の向上に向けて研修を充実させることも重要であると考えております。

なお、教育委員の待遇改善については、現在のところ課題となっておりませんが、国や市町村の動向などに注意を払っていきたいと思います。

3点目の教育の自由と自主性についてであります。ご承知のように、学校やこども園においては、教育基本法等の法律や学習指導要領に基づいて教育活動を行っており、全く自由に教育活動を行ってよいことにはなっておりません。法律や学習指導要領等を踏まえた上で、教育が教師と子供との直接の人格的にかかわりを通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的特性に照らして、個々の指導場面においての教師の自主性や自由な裁量は認められなければならないと考えております。

最後に、4点目の憲法と子どもの権利条約に関することについてであります。憲法や国が批准した条約に基づいて活動することは当然のことであり、今後もこれらの立場に立って教育行政に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 子どもの権利条約について、ちょっと伺いたいと思います。

日本では、なかなかこの子どもの権利について教育委員会とか学校の場で語られることが少ないのではないかという声が出されているというようなことですが、当町で具体的に何かこのようなことでやられていることがあればお知らせいただきたいと思います。

あと、ある教育委員会などでは、積極的にこの子どもの権利条約を学習する場を、機会を設けて、それでこれを生かしていくというのを具体的にやられているということ伺ったこともあります。それで、今いろいろいじめ問題などで例えばいろいろ問題になっているときに、ある学校では保健師の先生が、あなたたちには、子供たちには命と人権についてそういう権利があるのだよという話をして、例えば安心の権利があるとか、嫌なことや心配なことなく穏やかな気持ちでいられることとか、自身の権利、自分はそのままであって大切だということとか、そういうことを、あと自由の権利ですね、誰にも縛られず、自分で選んで決められるという、こういうようなことを丁寧に絵を描いたりして、こういうことを取り入れたそうです。そうしたら、すごく子供たちが安心していられるようになったというようなそういうことの実験談なんかも聞いたことがありますけれども、そういうことを具体的に取られていって教育に生かしていければなと思うんですが、その点についてお答えいただければと思います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問についてお答えいたします。

子供の例えば学習をしっかりすることができる権利とか、あるいは他人から人権侵害のような、子供の立場であってもいじめられたりそういうことがあってはいけないということなど、基本的な原則につきましては、日々の生活指導面等で日々行われてきていると。これが子ども人権宣言に基づくということをおおむね述べての指導ではなくても、教育基本法、あるいは学習指導要領、あるいは学校教育法に基づいた側面の中にさまざまな子供の尊重する基本的な権利の立場での教育活動の方向性が示されておりますので、その辺は個々の中でほとんど本町の教育活動では非常によくやられているというふうに認識しております。そう申しますのは、やはりいじめ問題等、細かいところではございますけれども、件数、あるいはその他深刻になるような事態等にはない状況があるということなども見て、基本的にはそういうことで子供たちには指導されていると思います。

子どもの権利条約そのものがありますよというようなことにつきましては、中学校3年の公民の授業とか、あるいは小学校の中でもそういうことが教科書に載っている、人権の学習の関連で取り扱われているものと思っております。基本的にはそのような認識でおります。

○議長（高橋 猛君） 再々質問は。（「ありません」の声あり）それでは、次の質問に入っていただきます。

○9番（泉 美和子君） 福祉灯油の実施について伺います。

昨年、住民から大変喜ばれました福祉灯油をことしもぜひ実施するよう求めるものです。

ことしの県内の灯油価格は一時は18リットル1缶2,000円近くまで上がり、4月から9月までの前期平均で前年比1缶167円高くなりました。最近は値下がり傾向で、18リットル1缶1,800円代になっていますが、家計に与える影響は大きく、とりわけ低所得者層にとっては負担の重いものです。消費税の増税や年金の引き下げ、米価暴落などにより、町民の暮らしは厳しくなる一方です。言うまでもなく、寒さの厳しい当地では、灯油は生活必需品であります。本格的需要もこれからです。障害者や母子世帯、高齢者、低所得者などの方々の負担軽減のため、昨冬に引き続き福祉灯油を実施すべきでないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨冬、当町においても福祉灯油を実施しましたが、この背景として、町内ではアベノミクス効果をなかなか実感できないままに円安による輸入品目の値上がりによって家計支出がふえる中、燃料価格が初夏から冬にかけて上昇し、灯油においても使い控えが懸念される状況にあったことが挙げられます。そのため、特に経済的負担の大きい低所得者に対して、灯油購入費用の一部を助成し、福祉の向上を図るとともに、町内経済を刺激する一助となるよう、緊急経済対策として福祉灯油助成事業を実施したところです。

一方、先ほど議員も触れておりましたが、本年は9月下旬以降、灯油が11週連続で値下がりしており、昨冬とは状況が異なっております。

経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査によれば、12月8日時点の本県の配達販売18リットルの灯油価格は1,819円であり、1,820円を下回ったのは消費税引き上げ前の昨年8月下旬以来15カ月ぶりです。また、原油価格の急落を背景にガソリン価格も全国的に値下がりが続いており、調査を行った一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターでは、原油安の影響で来週も値下がりが続く予想しているとの記事が12月10日付で報道されているところです。これらを勘案しますと、現在のところ、町単独の事業として、いわゆる福祉灯油を実施する状況にはないものと考えております。

なお、政府は、ガソリンや灯油の購入補助を衆議院選挙後に実施する経済対策に盛り込む方針を固めた旨一部報道がありますが、もしも国の経済対策の一環としていわゆる福祉灯油が実施されることが決定された場合には、その制度内容や財源措置並びに町の財政負担の状況なども勘案し、実施の可否をその段階において検討いたしたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「再質問ではありませんが、次に」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 灯油の原油価格と灯油の値下がり傾向にあるのはもちろんなんですけれども、昨年は異常に後半は高かったと思うんです。それと比べるとまず安いということで、負担の大きさというのは大変だと思います。そして、先ほど消費税値上げ前に戻ったということでしたけれども、今の経済状況が消費税8%になってから、いろんな物価も上がり、各家庭の家計に与える負担がすごく大きくなっているものですから、ぜひ検討していただきたいなと思った次第です。

次に移ります。

雪おろし対策について伺います。

ことしも既に雪が積もって5年連続の大雪となるのか大変心配されるところですが、既に雪おろしが始まっている状況です。町でも雪おろしの講習など安全対策に努めていますが、毎年続く大雪で雪おろし作業はどの家庭でも大変になっています。とりわけ高齢者世帯にとっては、肉体的にも、経済的にも、負担が重くなるばかりです。ぜひ高齢者世帯などへの雪おろし費用の助成制度を実施すべきと考えますが、昨年質問に対し、もう少し時間が必要とのことでしたが、再度見解をお伺いいたします。

また、業者に頼みたくても集中するのでなかなか来てもらえないなど担い手不足も近年の大きな課題となっているわけですが、その対応策の一つとして、冬期間、臨時職員を雇用し、高齢者世帯などの屋根の見回りや雪おろしも実施できるような体制づくりが必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員もおっしゃるとおり、昨冬まで4年連続の雪の多い冬が続き、高齢者世帯のみならず、地域で暮らすいづれのご家庭においても、雪おろしや雪寄せなどご自宅の管理には非常にご難儀される状況が続きましたことは、私も生活者の一人として十分に認識しております。しかしながら、雪おろし等については、降雪地域における家屋管理の一環として当然ながら生じるものであり、基本的には所有者が個別に対応していただくことが原則であると考えております。

とは申しましても、議員がおっしゃるとおり、経済的並びに労働力的に課題を抱えていらっしゃる世帯があるのも承知しており、何らかの支援策は必要との認識のもと、町では地域支え合い体制づくり事業として、高齢者世帯等の支援を行う自治会等の団体に対して、貸し出し用の除雪機を美郷町役場、六郷・仙南各出張所にそれぞれ1台ずつ配備しているほか、宝くじ助成の財源を活用し、町内の2自主防災組織が除雪機を導入し、現在も1自主防災組織が申請中の状況です。

このように、町としては、地域における住民の互助活動を支援することを通じて雪対策を進めているほか、個別世帯への直接的援助としては町民税非課税世帯の高齢者世帯に軽度生活援助事業を実施しており、シルバー人材センターへの委託による除排雪作業を行っていることは議員もご承知のとおりです。

年々利用者がふえまして、昨年度は128人で延べ3,172時間の利用がありましたが、利用者

の増加に伴い、除雪従事者の確保が難しい地域も出始めており、利用者が多く、除雪従事者の少ない地区では従事者不足により他地域から人員を融通してもらっている状況もあるとのこと。

ちなみに今年度は、県が屋根の雪おろしサポート事業を実施し、希望する高齢者世帯に対して除排雪カルテの作成やはしご固定金具の設置を行いました。これについて、町では周知や受け付けを行い、約30世帯の参加があったところです。

また、ご質問の雪おろしへの直接的な助成策についてですが、実施している自治体に聞き取りを行ったところ、課題として次のことが見えてまいりました。

集約しますと4点あります。

1つは、対象世帯の線引きによる不公平感や不満足感が発生していること。また、それに関連して、対象世帯における資産を含む生活実態の把握が難しいこと。そして、作業の依頼先の問題や地域住民同士で支える意識の低下があることとのことでした。

一方、今後の自治体は、少子高齢化の進展に伴い地域包括ケアシステムの構築が求められており、手始めに来年度の改正介護保険法による介護保険での新たな取り組みが始まりますが、これまで以上に自助・互助・共助・公助をつなぎ合わせて高齢者の生活を支えていく仕組みが必要となってまいります。

したがって、今後の高齢者福祉については、将来に求められる高齢者福祉の姿を俯瞰し、自助・互助・共助の意識を低下させないようにしながら、かつ財源問題も十二分に認識し、その上で公的支援策がどうあるべきかを考えていくことが肝要と存じます。

議員ご質問の雪おろしを含む雪対策への支援についても、そうした延長線上で考えるとともに、ほかの実施自治体から見えてきた課題の解決方向も模索しながら、現在の支援状況を含めて、どうあるべきかを地方交付税漸減期間である期間の中で十分に考えてまいりたいと存じます。

また、担い手不足に対応するための冬季期間の臨時職員等による見回り、雪おろしの実施につきましても、さきに申しましたとおり、基本的に雪おろし作業は所有者等が個別に対応していただくことが前提であり、また危険度についても、建物の構造によりさまざまであるため判断が困難なこと、適切な時期に依頼していただければ雪おろし作業については民間事業者で充足されていると考えられることから、現状では対応を考えておりません。

以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君。

○9番（泉 美和子君） 答弁、なかなか以前と余り変わりがないわけですが、ぜひ、例えば大仙市では雪対策といいますか支援の総合的な事業ということで、いろんな地域の支え合いとか、それから見回りだとか、あと住宅リフォームとかで何か雪の解消するような対策、そういうのも取り入れたりとか、あとは直接この支援する雪おろしも今後検討していくようなお話を聞いております。やっぱりそういう総合的な取り組みが美郷町でもこれから必要なのではないかなというのをすごく感じております。直接支援というところで前向きなご答弁をなかなかいただけないわけですが、でも住民の皆さんからすれば切実なところは一番そこなわけなので、そこをぜひ実現していく方向で頑張っていたきたいと思います。

それで、以前は肉体労働の弱者支援なのか経済的支援なのかとかと町長おっしゃったことありましたけれども、どういう支援でも、やっぱり直接的経済負担というのは、もちろん肉体的にもなんですけれども、だから人を頼むにしても、やっぱりお金がというところで皆さんのいろいろ人もいないということもありますけれども、経済負担が大変だというのが一番大きいと思いますので、そういうような直接支援をぜひ検討していただきたい、早い時期に検討していただきたい、実施していただきたいということを申し述べまして終わります。

○議長（高橋 猛君） これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時48分）